

第6章 緊急輸送道路の機能確保

1 東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路は、約 2,090 km で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路です。

また、震災時に果たすべき機能に応じて、第一次、第二次、第三次に分類しています。

表 6-1 地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路

分類	
第一次緊急輸送道路	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する路線
第二次緊急輸送道路	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する路線
第三次緊急輸送道路	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する路線

2 緊急輸送道路の機能確保

(1) 沿道建築物の耐震化

緊急輸送道路のうち、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある緊急輸送道路を「特定緊急輸送道路」として指定するとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務付ける道路（建築物集合地域通過道路等）としても併せて指定しています（図 6-1）。

特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路（一般緊急輸送道路）については、東京都耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第5条第3項第3号の地震発生時に閉塞を防ぐべき道路に位置付けています。

また、東京都耐震改修促進計画において耐震化に関する基本的な考え方、耐震化の促進施策を示し、耐震化を重点的に促進しています。

(2) 道路の拡幅整備の推進

十分な幅員で整備されていない緊急輸送道路について、道路の拡幅整備を推進します。

(3) 無電柱化の推進

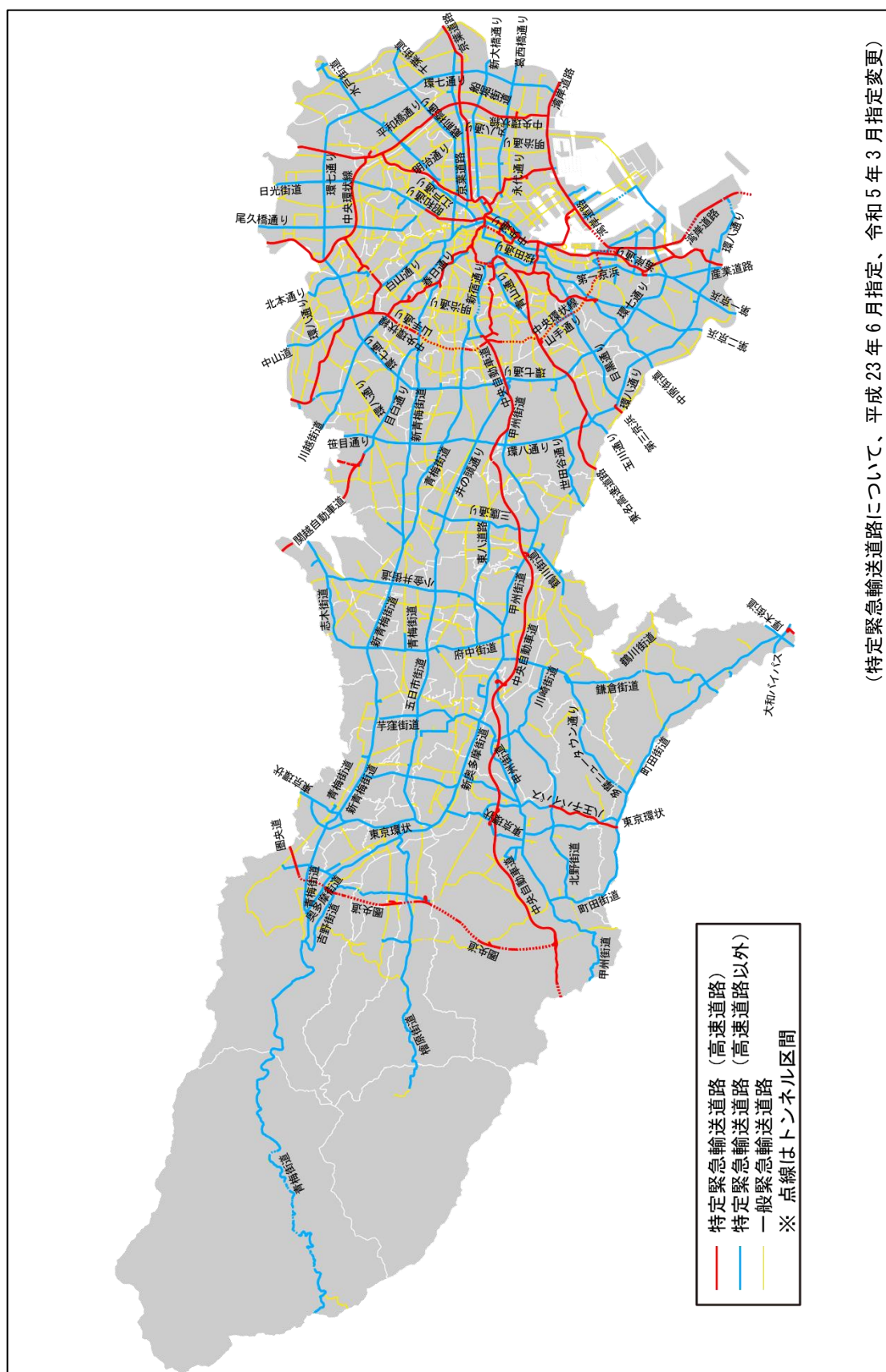
東京都無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の対象となる都道のうち、災害時の避難や救急活動、物資輸送等を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路等について重点的に整備を進めています。

区市町村道については、無電柱化事業に対する財政支援を行っています。平成27年度から緊急輸送道路など、「防災に寄与する路線」を新たに補助対象とし、その後、頻発する災害に備えるため、補助率の拡充や補助対象の拡大を図っています。

引き続き、区市町村と連携し都内全域で無電柱化を一層推進していきます。

(4) マンホールの浮上抑制対策の推進

液状化の危険性が高い地域にあるマンホールの浮上抑制対策として、緊急輸送道路などについて、令和7年度に約1,500 km完了を目指し、対策を推進しています。



(特定緊急輸送道路について、平成23年6月指定、令和5年3月指定変更)

図 6-1 東京都耐震改修促進計画に基づく緊急輸送道路

